

福岡市職員募集SNS活用プロモーション業務委託 仕様書（企画提案時）

本仕様書は「福岡市職員募集SNS活用プロモーション業務委託」（以下「本業務」という）に関し、必要な仕様を定めるものである。

1 事業名

福岡市職員募集SNS活用プロモーション業務委託

2 履行場所

福岡市人事委員会事務局任用課 外

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 事業目的

福岡市職員の業務を身近に感じられるような動画等をSNSで発信し、本市志望者以外の方も含め、幅広いターゲットに対して情報を届けることで、本市職員として働くことへの関心を持つきっかけをつくり、受験者数の増加や優秀な人材の確保につなげるもの。

5 事業概要

（1）概要

主に5（2）に記載するターゲットに対し、5（4）のような情報を発信するために開設したSNSアカウント「【公式】福岡市役所のまいにち | 福岡市職員採用」（以下、「本アカウント」という。）の管理やコンテンツ制作、継続的な投稿を行う。

（2）ターゲット

高校生や大学生等の就活者をはじめ、中途転職者等を主なターゲットとし、民間企業や国家公務員など福岡市職員以外を志望する者も広くターゲットとすること。

ただし、投稿内容を企画する際には、「福岡市職員募集パンフレット」に記載している「新規採用職員に求める人材像」や募集職種、受験資格等を踏まえ、より具体的なターゲット像をイメージし、企画・運営を行うこと。

※ 福岡市職員募集HP「福岡市職員募集パンフレット」

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jinji-iinkai/ninjo/shisei/brochure.html>

（3）SNSに投稿するコンテンツの方針

① 市役所の仕事が身近に感じられること

学生等が職員の業務内容や職場の雰囲気など働く様子を観て、市役所の業務を身近に感じてもらえるよう、PVのような作り込まれたものではなく、親しみが感じられるような手作り感があるコ

ンテンツを発信する。

② 市役所の堅苦しいイメージの払拭に資するものであること

学生等が公務員について抱いている堅苦しいイメージを払拭できるよう、明るく碎けた雰囲気の動画とするほか、福岡市役所に関心がない方でも興味を惹くようSNSのトレンドを取り入れたコンテンツを発信する。

(4) 本市が届けたい主な情報

- ①職種や部署ごとの業務内容に従事する職員や職場の様子
- ②市の主要施策等に従事する職員の仕事の様子や仕事への思い
- ③職員のキャリア形成やワークライフバランスに関するここと
- ④職員採用試験に関するここと
- ⑤その他、市役所のアピールポイント

6 業務内容

(1) 全体設計・スケジュール等

魅力的で一貫性のある投稿を継続していくため、コンセプトやKPIを設定し、それらを達成するための全体設計及びスケジュールの作成と進捗管理を行うこと。

① 全体設計

事業目的やコンテンツの方針、福岡市人事委員会事務局任用課（以下「発注者」という。）が所管するSNS以外の広報媒体の活用状況、また採用市場の現状を踏まえた全体設計とすること。

なお、KPIの設定にあたっては、類似事例等を参考に発注者と協議し、現実的な数値を設定すること。

② スケジュール

- ・投稿は、原則として週1回程度とし、集中してPRする時期は週2回と投稿するなど、投稿スケジュールは発注者と協議のうえ、決定する。
- ・撮影は、1回の撮影で複数投稿分の素材を撮影するなど、効率的かつ負担を最小限にしたスケジュールとすること。
- ・撮影期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- ・本契約で制作したコンテンツの投稿対象期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。
- ・受注者が制作したコンテンツとは別途、発注者が自主制作したコンテンツがある場合は、両者協議により内容及びスケジュールを決定し、受注者が投稿を行う。

③ トータルデザイン

本アカウントから発信する投稿に一貫性を持たせるため、既存のアイコンやロゴ等は現行のものを引き続き使用すること。仕様の変更を行う場合は、発注者と協議すること。

(2) コンテンツ制作

① 企画

事業概要を踏まえたコンテンツの内容や構成、撮影方法等について企画し、発注者を交えた企画会議で決定すること。企画にあたっては、同じ規格でも対象（職員や所属等）を変えることで別の動画が制作できるような汎用性のあるシリーズ企画を複数設けるなど、効率的に投稿回数を確保することに留意すること。なお、会議は受注者が主導して開催し、企画書と議事録を作成すること。

② シナリオ作成・キャスティング等

企画をもとに、動画の撮影に必要な写真コンテやシナリオ等を作成すること。登場する職員のキャスティングや撮影日等の調整は発注者が行う。

③ 撮影・編集等

撮影は原則として iPhone で行い、撮影方法も特殊な技術や機材を使用しないものとする。

編集は、発注者とイメージを共有した上で、受注者が行い、画像や楽曲等の著作権の確認も全て受注者が行うものとする。

(3) SNS運用

① アカウントの管理

本アカウントは、インスタグラムのほか、事業目的に適した複数のSNSにおいて開設する。

② 投稿

SNSへの投稿は基本的に受注者が行う。

③ プロフィール欄等

プロフィール欄等を適切に管理するほか、ターゲット層に効果的に訴求するための取り組みを検討し、実施すること。

④ 効果測定

本アカウントの認知度等のデータを分析のうえ、毎月、発注者へ報告を行うこと。

(4) 追加提案

就活者への認知拡大と効果的な訴求を実現するための方策を本アカウントにおいて実施すること。

(5) 業務実施報告

投稿に対するターゲットの認知度について定量的な効果測定を行い、今後の改善点等も記載のうえ、実施報告書（紙及びデータ）を提出すること。

(6) 成果物

- ・SNS投稿で使用する動画データー式

ファイル形式	M P 4
解像度	F H D (1, 080×1, 920px)
アスペクト比	9 : 16
フレームレート	60fps

- ・SNS投稿で使用する画像データー式
- ・SNS投稿文案 (Word／Excelのように編集できる形式)
- ・業務マニュアル (内部チェックリストを含む) 及びSNSガイドライン (PDF形式)
- ・報告書 (PDF形式)

7 その他

- (1) 「6 業務内容」以外で、本業務実施のために必要な業務は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。また、「福岡市職員募集SNS活用プロモーション業務委託提案競技」において提出された企画提案書に記載された内容は、発注者と協議の上、原則としてすべて実施すること。
- (2) 各業務に係る一切の経費はすべて委託費に含むものとする。
- (3) 発注者は、予定した体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。
- (4) 本業務で受注者において制作し納品された成果物 (以下「成果物」という。) に係る著作権 (著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。) は、福岡市に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、本業務の遂行 (成果物を含む) にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (6) 発注者は、成果物を福岡市が実施する福岡市職員募集に資する各種プロモーション活動等において活用できることとする。成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
- ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができます。
- (7) 各業務の実施に当たっては、事前に発注者と十分に協議すること。また、疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。